令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－③

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書【業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合(運用緩和①)】令和　　　年　　　月　　　日　　　桜　井　市　長　殿申請者 住　所　  　 　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１ 事業開始年月日 　　　　 　 年　　　月　　　日２ （１）売上高等 　 （イ）最近１か月間の売上高等 Ｃ－Ａ　／Ｃ×１００　　　　　　　　　減少率　　　　％（実績）≧２０％ 　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等　　　　　 　　　　　　　円 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｂ：Ａの期間前２か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　円 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　Ｃ：最近３か月間の売上高等の平均 （Ａ＋Ｂ）／３ 　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　円 |

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間は、認定日から起算して３０日間です。

第　　　　　 号

　　令和　　　年　　　月　　　日

桜井市長 松 井　正 剛

（留意事項）

1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。